

第2期第39回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成24年8月8日（水）午後1時30分～午後3時5分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗
4 欠席者	会長 高本正彦、委員 武政健太郎
5 議題	第2次換地設計（案）に対する意見書の処理について（個別調整結果の報告）
6 会議の区分	非公開
7 傍聴者	非公開会議につきなし

午後1時30分 開会

○会長代理（黒木 中君） 皆さん、こんにちは。本日は高本会長がお休みということでございますので、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから第2期第39回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。はじめに本日の会議の成立について事務局より報告をお願いします。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長代理、区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） 区画整理管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 本日の出席委員数は8名でございます。議事運営規則第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。なお、高本会長及び9番武政委員につきましては本日欠席ということで事前に御連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は議席番号5番の加藤委員と、議席番号6番の吉永委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○会長代理（黒木 中君） それではよろしくお願いします。

本日の会議の終了時刻は大体4時ぐらいを目やすに進めていきたいと思っておりますので、スムーズな進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは早速議題に入ります。本日は前回に引き続き「第2次換地設計（案）に対する意見書の個別調整結果の報告」を施行者よりしていただきます。区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは内容のご説明に入る前に本日お配りしておりますお手元の資料、一番上のページになりますけれども、個別調整概要図というのをご覧ください。前回の審議会の中で色分けをしてほしいということで、これは昨

[Redacted text block]

○会長代理（黒木 中君） 今の2件につきまして何かご質問等ありますか。ないようでしたら次をお願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text block]

○委 員（島谷晴朗君） [Redacted text block]
○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text block]

○会長代理（黒木 中君） ほかにこの件について何かご質問等ありますか。4番、神屋敷委員、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted text block]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text block]

○会長代理（黒木 中君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted text block]

[Redacted text block]

○会長代理（黒木 中君） どうでしょうか。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） その辺も説明してすべてご了解いただいております。

○会長代理（黒木 中君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted text]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text]

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted text]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text]

○委 員（神屋敷和子君） [Redacted text]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted text]

○会長代理（黒木 中君） ほかにありますか。では次をお願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 以上で完全に終了している部分の説明は終わります。続きまして、 [Redacted text]

[Large redacted text block]

[REDACTED]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かこの点についてご質問ありますか。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

○委 員（島谷晴朗君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

○委 員（島谷晴朗君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

○委 員（島谷晴朗君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。ご発言の際は恐縮ですけど、挙手をして、指名を受けてからご発言なさるようにお願いします。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） そうすると、[REDACTED]のところは終わったということですか。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

[REDACTED] まだこの次にいきますので。

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED]のところ、まだほかにあるということですよ。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]はまだです。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 冒頭ご説明した内容でございまして、今、[REDACTED]のところ。今、神屋敷委員のご質問のように、じゃあこれで終わっているんですかということですが、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] この後説明をさせていただくんですが、すべてが整ってございませんで、今、黄色の着色になっているというものでございます。

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） 何かありますか。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） その連絡が取れないから、照応性があるからこれでもいいかみたいなことで、説明するとか、そういうことは、これからになるんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） まずお電話でご連絡して、不在投函をいたしまして、直接出向いて訪問してご挨拶なりをして、日程調整を試みているんですが、なかなかお会いになることができないものですから、連絡をしていただければ当然説明させていただきますけれども、最終的にお会いになれない場合は、調整の観点を踏まえて、こういう形で市としても決定せざるを得ないとは考えております。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かあります。事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 調整ができないからこれでいくんだということで一方的に申し上げているものではなくて、これまで時間をかけて、その経過の中で何度か訪問をしたり、それからポストにお手紙あるいはご案内を通知して、調整をさせていただきたいということで何度か対応させていただいています。今日、ご説明させていただいたのは、今、山崎係長からお話ししましたように、第3段階でこういう形で調整をしていきたいということで一度ご説明した内容で、これは最終的に調整が整

った、整いそうだということでございます。従いまして、これは調整を踏まえて、これで最終的には施行者として換地を決定していきたいということは考えてございますけれども、ただまだ、日にちがございますので、今後引き続き調整に向けた対応は図っていくということで考えてございます。

○会長代理（黒木 中君） ありがとうございます。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） その件なんですけれども、やはり調整云々というけれども、やはり非常に自分の生活にかかわることで、それぞれの方がお仕事を持っていたり、生活で忙しい中でやっているわけですね。連絡してもなかなか日程が取れなかったりとか、そういう方もいると思うんですよね。やはりそこところはきちっと説明するようにしないと、2次案で出したものと違ったものが今度いくということですので、いけないと思うんですよね。

○会長代理（黒木 中君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 連絡して連絡ができないということだけではなくて、直接訪問して庭先あるいは玄関先でお会いしてお話もさせていただいております。あるいはインターフォン越しでお話をさせていただいているケースもございます。連絡がなかなか、やはり昼間お勤めだったり、いろいろなご都合があって連絡がつかない方に関してはポストにお手紙を投函して、ご連絡をいただきたいということでお待ち申し上げているものもございます。さまざまなケースがあって、また地権者の中でも、それぞれのご事情があるんですけれども、そういった中で、引き続きお会いしてお話をさせていただく努力はしていくということでございます。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 審議委員として、皆さんに私言いたいんですけれども、この事業というのは都市計画決定前から住民過半数の反対署名が2回出ているんですね。それで、それぞれの事業計画決定のとき、いろんな形で住民の方が図面やこの事業のやり方やなんか非常に心痛めて深く傷ついているんですね。もちろんやりたいという方もいらっしゃるかもしれないけれども、この事業はまずいという方が本当にこの間も署名が404集まって、まだ増えているようですけれども、そういうことで意思表示がずっとなされてきているものなんですね。多分、位置と形状だけで言えば、それはこの図面の中で2次案を見せられて、これよりはこっちの方がいいだろうと言われれば、それは位置と形状だけではそうなんですけれども、心情的にはいろんなことを思っているわけなんですね。そういうこともわかって審議委員としてもやっていかなきゃいけないし、市の職員としてもやっていけないと私思うんです。みんなが本当にこの図面に賛成で、この手法も賛成で、このやり方も賛成でという中でやるこのやり方なんです、今のいろんな位置や形状だけで物事を進めていくというのは。非常に多くの方が傷ついているということをやはり承知していただきたいと思います。その中で連絡が取れなかったから、いろんなやり方しているかと思うんですけれども、それは市の職員として、きちっと説明していくということはやらないといけないと思うんですよね。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 神屋敷委員からご指摘をいただくまでもなく、当然、私ども施行者として、その点を配慮しながら、私どもができる限りのことをしながら、一步一步理解をいただく努力をしているわけですので、今、神屋敷委員が言われるような視点とはまた違う部分なのかもしれませんが、私ども市も施行者として、当然その姿勢できちっと対応していきたいというふうな形で事業課長あるいは係長のほうからお答えをしているものですので、その点のご理解をいただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） 8 番、島谷委員。

○8 番（島谷晴朗君） これはもう最初に意見、要望書を取ったときに、75%以上の反対している人の意見が出ているんですね。今、そこの方のお話を聞いて、玄関まで訪問しても恐らくこの方は嫌だと。これは意見、要望書を出しているこの方以外にもたくさんの方が意見、要望書で反対を言っているわけです。それを承知で今部長のお話のように、部長の言われるように、そういう点は承知して形状と位置だけで平面的にいつかやらざるを得ないから換地をやりますということで、今進んでいるわけです。これからそういう意思の強い人たくさん出てくるかもわかりませんよ、1軒でも2軒でも。だから、そういったことをよくやって具体的に、阿部部長のお話している内容はよくわからないけれども、それを具体化する場合、もしもそういう人が出てきた場合具体化するのに、これを強行的にやるのかどうか、そういうこともちゃんと意思を固めてやる必要がある。私などもこんなこと無駄使いする必要はないと僕は思っている。でもこれ強行的にやっている最中なんですよ。だからそういうことをやはり噛みしめ、今後どういうふうになるかということもよく慎重に考えていただかないと、このままで進めていけるのかどうかということまで含めて考えてほしいと思っています。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 島谷委員から今、ご指摘をいただいた内容も、神屋敷委員からいただいている内容も同じだろうと思っています。当然私ども各段階ごとに施行者として時間をかけて、きちっとそういうふうな対応の姿勢で、強引に一方的に強行的にとか、そうではなくて、きちっと時間をかけながら現段階におきましても3月を目途にというふうな話をしながらも、これ議会でも私3月を目途にというふうな形を昨年度も申し上げてまいりました。しかしながら、今、両委員からご指摘をいただいているようなご意見があるということはきちっと認識をしております。ですから、私ども職員に対しては、当然そういうふうな形をもって、誠意をもって対応しなさいというふうな形で指導をしているわけですので。そういう話を総合的にトータル的に私どもも判断をして事業を進めていくということになりますので、決して強行的に換地を決めて、これで決定をしていくんだと、そういう姿勢で決して臨んでいるものではございませんで、先ほども事業課長が言われますように、時間をかけてまだま

だこれからやる必要があるだろうと。現段階におきましてはあくまでも途中経過を、これこれこうなんですよということを審議委員の皆様のほうにも報告をして、今何をやっているのかという状況の流れを説明をさせていただいていますので、その点をぜひご理解をいただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） それでは次に移っていただいてよろしいでしょうか。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 次にまいります。



以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何か質問等ありますか。4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 今、聞いていると、やっぱり連絡がきてない方が多いというのはね、やはりその方が、断定ではないですけど、今までのお話を聞いていると、その方の意思があると思うんです。非常にこの事業はこじれにこじれていると私は思っていて、いくら時間をかけても、こういう状態になってしまう。位置と形状だけの話でやっていくと、どうしてもその方は根本的なところの問題が解決しない中で意見を述べたり了承したり、いろいろ苦しい思いをしなければいけないということになってくるわけですね。だから、そこを連絡が取れないからっていうんじゃなくて、何でなんだろうというふうなことを、この審議会でも話し合っていかなきゃいけないんだと思うんです。審議会はそのまま強行するということを突き進んでいるからこそ、こじれていくという原因にもなっていると私は思います。

○会長代理（黒木 中君） 2番、中野委員。

○委員（中野恒雄君） 私よく、反対者の会報みたいなのがありますよね、あれを見ていると、非常に来たら拒否しようというような文言が入っていたと思うんですけども、何か今のお話だと、非常にマッチポンプみたいでおかしいんじゃないですか。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） あれはいろんな方から住民の方から寄せられた意見でつくっているんですね。もし推進のほうでそういう要求があれば出せばいいんじゃないですか。何しろいろんな方の意見がきて、404名ものまたつい最近反対の署名もきている、こういう状況の中で連絡が取れないという、時間がこれだけかかっているということは、それだけ反対者が多いということなんです。それはもうずっと経過を見ればわかっていることで、最近来られた職員の方はわかってないと思うんですけれども、ずっとその連続ですよ。その中で反対とか見直しとか修正しようという意見が意見書の中にたくさん出て、それを全部削除しちゃって、そのやり方でやろうとやっ

ているこの審議会にも私は責任があると思います。残酷ですよ、こんなやり方。

○会長代理（黒木 中君） 2 番、中野委員。

○委 員（中野恒雄君） 要するに民主主義というのは1つの代議員制度から言えば悪魔の選択とも言われるわけですよ。皆さんが市長さんなり議員さんを出すわけですから。その上にのっとして審議会もできているわけですから、その辺を考えていただきたいと思いますね。

○会長代理（黒木 中君） 4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 区画整理に関しては、例えば組合であれば3分の1の反対があればできないんですよ。区画整理事業というのはそれだけ生活とか命にもかかわる、移動したり仮住まいしたり、それから土地や減歩の多い方もいらっしゃいますよね。それから清算金の話で苦しんでいる方もいらっしゃいますよね。生活が大変で移転とか仮住まいとか建て直しとか、とてもできないと、体力的に精神的にできないという方もたくさんいるわけですよ。区画整理というのは非常に特殊だからこそ、そういう3分の1の反対があればできないという、404名とか、そういうかなり多くの反対の署名がずうっと前から出ている中でも強行してきたということは、私はすごくそこに問題があると思うんです。

○会長代理（黒木 中君） 2 番、中野委員。

○委 員（中野恒雄君） 組合施行ではないわけです。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 審議委員の皆さんの個々のお気持ちというか心情的なお話の視点というのは、そういうふうな形の思いがあるんだろうということは、よくお伺いできるわけでございますけれども、あくまでも手続的に私どもは施行者として、そういうふうな声があると、そういう意見がある、あるいは署名をされている方がおられるということもきちっと把握をして、その中でどうあるべきかという形で、私どももそういう選択の中で一步一步進めているものでございますので、今の段階においては、あくまでも先ほど係長が話をしましたように、そういう提案で連絡を待っている段階ですよというご報告をしているわけであって、連絡が来ないからどうのこうのというふうな形で結論づけるとかというふうなものではないのかなと、私は思っています。しかしながら、今の段階においてはこういう状況ですよということをきちっとお話をさせていただいているわけでございますから、その点はぜひですね、お聞き取りをいただいて、神屋敷委員が言うように、そういう視点の中で固持して反対をして連絡をしないのかもしれないかもしれません。そうではなくて違う用事で連絡ができないのかもしれないかもしれません。それは詮索することはできませんので、私どもとしては、そういうふうなものに対して今お待ちをしている段階ですよというふうに素直にお答えをしているわけでございますので、あまりひねって物を考えてしまうと、議論が違う方向へいってしまいますので、ぜひ今日の内容についてはお聞き取りをいただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） 8 番、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） あかね、非常に民主的だ民主的だといいますけどね、大体こういう非公開の審議会。そして、これは個人情報保護条例によって決められることなんです。もちろんこの非公開にするというようなことはこれ審議会で決められますよ。それで非公開になった。ところがこの中の情報を住民に伝えなくちゃならない。これは完全に伝えられないんですよ。それはなぜか、個人情報。個人情報で伝えられないような状況の中で本当に反対している人間はたくさんいるんだけど、審議委員である我々はそれが伝えられない。意味わかりますか。こういう非常に偏在的な、あるいはいわゆる偏った中でやっている、これが民主的だと思いますか。そういうような民主的な手続でやってきているからこのままでいきますと。一つ、部長が言うように、これは報告で現在市が施行者がやっている中身の状況を皆さんにお伝えをしているということで、私はこれを聞いておりますけれどもね。これが実際の実施のことに我々はもっと考えなくていいのかなということまで含めて、この審議会が検討するのならば、もうこの反対意見書のあれはどうしたらいいのかと、そういうことまでもやはり考えておかないと。ただここで進んだから、それでいいというわけにはいかないんだよということを言っているだけです。ですから、報告は報告で聞きますよ。聞いております。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 7番、小宮委員。

○委員（小宮國暉君） 今までの何人かの委員さんのご意見のところを聞いていますと、いわゆる根本的な問題に当初審議会ができた時点でのお話が本当にあるんじゃないかというふうに思います。審議会そのものが設立し、反対または賛成、個々の意思に従って、この審議会が選挙によって示されたわけですね。審議会そのものの設立イコールこの区画整理事業の第1段階なんです。もう皆さん階段を1つ上がったんです。全員が、地権者全員がステップを上がったんです。事業の推進に一步皆さんが近づいたんです。それが審議会なんです。だから事業の推進に意見は出せますけども、事業そのものに反対だという人は審議会の設立というものの意識が私は違うんじゃないかと思うんですね。そういう意味で事業の進展は、その着実に、先ほど中野委員が言われたように、報告すべきことは報告する、市からですね。それから諮問事項は諮問事項。審議会にかかる議案というものは市長の諮問機関なんです、これは。ですから、この今日の報告にしても、今までも第1期の審議会の経緯にしても、私は着実な形での審議会のあり方だと思うし、審議会の委員としては、こういう議題にすべきだということは意見としては聞きますけども、それにもろ手を挙げて賛成することはできない。また、意見の中に数字で402名の方、または404名の方が反対をされているという、表面的には確かにそうですが、その中身というものは、

あるいは周りの方もちょっとしたことでも署名に賛成し

ちゃうわけです。ですから、400何名の方が反対しているんだ、そうじゃないんです、中身は。中身はそうじゃないんです。賛成しているんです。すぐ数字で・・・、そういうことをきちんとわきまえないと、ただ単に私は行き止まりの道で暗いんだと。だけど前から反対している、反対しているから義理で書いたんだ。そんなことはもう承知のすけ。しかし、それをこの審議会の場で、Aさんはこうだった、ああなったんじゃないかなんていうことを話したら、それはまさしく個人情報だというんです。そういうことをね、Aさんの気持ちはこうだから、あっちいってこっちいって、こういうふうに話をこの場で話されたら、それがまさしく個人情報であり、これは皆さんで守っていかなくちゃならないんですよ。よろしくお願いします。

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか、ちょっと整理させていただきますけれども、この場は皆さんいろいろご意見をお持ちのようですけれども、第2次換地設計案というものが出されまして、それから、それに基づいて意見書が出てきました。それについてこうこうこういう処理をしましょうということで進んでおります。その途中ありまして、その意見書に基づいて、その意見書をできるだけその意見書の意をくみ取って、どういうふうな具体的な改善案があるかということを、施行者のご担当の方が回って調整をしながら、その案を今出して説明をしてくださっていると、そういう場ですので、まず説明を聞いて、そのことについて質問とかご意見があればお伺いしますけれども、ちょっと議題から離れたようなことについては控えていただければありがたいと思います。4番、神屋敷委員、最後にどうぞ。

○委員（神屋敷和子君） 意見書に、たくさんの修正とか見直しの意見とか、この事業のやり方まずいよとか、そういうことを切ってしまったということが、この審議会として大きな罪だと私は思っています。それ最後に言うておきます。

○会長代理（黒木 中君） 7番、小宮委員。

○委員（小宮國輝君） その議論はもうとっくの昔に私は済んでいると思っています。とっくの昔に済んでる。

○会長代理（黒木 中君） 7番、小宮委員、よろしいですか。その議論はちょっとこの場では。

○委員（小宮國輝君） 済んでいることを今持ち出してですよ、この進行状況を、今までもそういう状況がありました。審議会の運営、あるいは議事進行を阻害しているのはどなたですかと、私は思っていますよ。審議会の妨害までされたんです。

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。では、事業係長、説明を続けてください。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） では早速次に入りたいと思います。

[REDACTED]

[REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問ありますか。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 連絡は取れてないけれども、第3段階の方向で了承が取れているとおっしゃっていましたか。

○会長代理（黒木 中君） 事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

[REDACTED]

それから、先ほどもご連絡がないという話をしているんですが、お会いしてお電話をくれるという話になっているケースもございますので、必ずしも完全に連絡が来ないという方たちだけではございませんので、その辺ありますので、一応ご報告しておきます。

○会長代理（黒木 中君） 次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） 何かありますか、ご質問等。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） [REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） すみません、説明が漏れました。 [REDACTED]

[REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

[REDACTED]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

[REDACTED]

[Redacted]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 次です。 [Redacted]

[Redacted]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。それでは次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [Redacted]

[Redacted]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。4 番、神屋敷委員。

○委 員（神谷敷和子君） 了承しているというか、説明して、そのままの場合もそういう取り方をしますよね。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 説明漏れでございます。 [Redacted]

[Redacted]

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。ないようでしたら、次お願いし

ます。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、

[REDACTED]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。8 番、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君）

[REDACTED]

はい、どうも。

○会長代理（黒木 中君） 4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 2 つあるんですけども、

[REDACTED]

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

[REDACTED]

○会長代理（黒木 中君） ほかにありますか。4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） もう一つは、

○会長代理（黒木 中君） 事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

○会長代理（黒木 中君） 8 番、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 確認ですが、今のこの図面のような形に街区なるわけですね。
そうすると今までの街区番号、変えなくちゃいけないね。75-2 なんてないからね、75
は 1、2 と分かれてないからね。はい、わかりました。確認だけです。

○会長代理（黒木 中君） ほかにありますか。ないようですので、次お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 続きまして、

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問等ありますか。4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君）

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。次、お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かありますか、質問等。それでは次、お願いします。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） これが最後になります。

以上です。

○委員（島谷晴朗君） ちょっと説明がわからなかったんですが、赤い線のところが、

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） そうです。

○委員（島谷晴朗君）

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

○委員（神屋敷和子君）

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

○委員（島谷晴朗君）

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）

○会長代理（黒木 中君） 何かご質問ありますか。それでは個別のご報告をいただきましたけれども、まだ調整する必要があるところは今後も引き続き調整していただいて、大体これで、まだお返事が確実にいただけてないところもあるようですが、調整すべきところは殆んどこれで終わったということですのでよろしいでしょうか。事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 黒木会長代理がおっしゃるとおりでございまして、今日お示した図面で黄色で着色している概要図、ここが今一通りご説明して、1人の方が残っていると、ご連絡待ちですというようなお話をさせていただいたところで、引き続き調整は進めさせていただきながら、この換地の調整がすべて終わりますと、次はこの意見書に対する回答、あるいはその意見書の修正に当たって影響をされている方、この方々に通知をお出ししなければいけませんので、この準備を並行して行ってまいりたいというふうに思っています。次回、21日の審議会、これから管理課長の方から日程のほうはご報告があると思いますが、次回まで引き続き調整は努めてまいりたいと。21日に、その結果について、状況について、ご報告をして、その後に諮問という形の手続が取ればということで、施行者としては考えております。

○会長代理（黒木 中君） ありがとうございます。4番、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 諮問のお話なんですけど、それ採択、不採択の諮問ですか。諮問は何の諮問ですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 前に審議委員さんには、この土地区画整理法の逐条解説というのをお手元にお配りさせていただいていると思うんですが、その中にもございますけれども、今回、意見書をいただいて、この意見書を、審査そのものは、これは施行者が行います。この審査を施行者がするに当たって審議会の意見と聞くというのが、これ法上の法律の内容になってございまして、まさに今回その形を

取らせていただいたということでございます。今までご説明いたしましたように、意見書の内容の整理から分類、そして、これまでの1段階から4段階までの説明、一通りございまして、その修正の状況も、今すべてご説明をした内容で進めてきております。したがって、これをもって意見書をいただいた権利者、あるいは影響があって変わる方、変わる場合にはきちんと通知をすることになりますので、この通知をすることについて、当然その通知は採否になりますけれども、この採否は施行者として検討するものですから、この施行者が採否をして通知をしますというご了承をいただくというものでございます。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 多数決でやるのですか。

○会長代理（黒木 中君） それは施行者に聞かれるべきものではなくて、審議会で決めることですが、会長がどういうふうにおっしゃるか知りませんが、今までの例からいうと、ご意見ですから、ご意見を出していただいて、最終的には諾否というか、承認しますとかしませんとかということについては、多数決でやっていたように思います。その際に、少数意見について反対意見が出たものについては、包括的な諮問とは別に個別の意見を添えて出したこともあったと思いますが、それはどのようにするかというのは、そのときの審議会になると思います。5番、加藤委員。

○委 員（加藤照夫君） 日程的にちょっと伺いたいんですけども、21日ですか。意見を聴取するという返事をもらうという部分が、日程というのが28日までとかいうことではないんですね。ちょっと日程的にどうなっているのかと。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 後ほど、スケジュール的なものは管理課長のほうからお話があると思いますが、一応、今日、換地の個別調整に関しては、今ご説明したとおり、すべて№24まで、一部残っておりますけれども、ご説明を、方向性をお示ししてご説明をさせていただきました。今、お話したように、そのあとは、こういった内容をもって、採否を施行者として決めて、通知を差上げますというものを諮問させていただくんですけども、これを今は21日を予定してます。

○会長代理（黒木 中君） 私のほうからご質問させていただいてよろしいですか。このようにしたいということで、案も含めて、ご本人の承諾がまだはっきり得られないとか、得られるとかということもあると思うんですけども、この示された案からまた変わったときにはそれなりのご説明があるというふうに理解してよろしいでしょうか。事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 説明が不足してまして申し訳ございませんでした。当然でございます。今日、まだ連絡待ちですとかという調整中のものがありますので、この21日までに、この状況、さらに並行して努めてさせていただきます。その結果についてご報告をするという形になりますけれども、基本的には今ご説明した内容で調整に入らせていただきますので、もう既にほかの方はその形で調整をさせていただいて了承をいただいておりますので、こういう形でぜひお願いしたいというお話はさ

せていただくと。結果、もし変わることがあれば、改めてその内容をご説明しなければいけませんけれども、了承いただければ、了承がいただけたというご報告をもって、報告をさせていただきたいというふうに思います。

○会長代理（黒木 中君） ありがとうございます。ほかに何かありますか。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 採択、不採択はまとめて、諮問事項は、まとめて全部なんですか、1件1件なんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 諮問は今までご説明して調整した結果を今ご説明しているわけですね。ご意見のとおり調整できましたというものは採択なわけです。意見幾つかある中で、例えば、接道条件あるいは間口、奥行きというふうに、2つ3つの意見があった場合に、すべてがこれが照応をもって調整ができるかという、なかなかこれは難しい部分もあるわけです。その中で一部分、これは意見のとおり調整が修正ができたけれども、奥行きに関しては若干ちょっと難しかったというような、仮にケースがあった場合には、一部不採択というようなことで通知を差し上げるということになります。この内容は今までまさに説明してきた内容が採択・不採択という説明になるわけです。ですから、1件1件、これもし説明すると同じ説明になるわけです、これまで行ってきた説明と。ですから、採否については施行者が決定するものですから、その内訳、数ですとか数字的なものは、きちっとした取りまとめをして、ご報告、内容についてご報告させていただくと。具体的な資料については今詰めてございますので、事前にご覧いただく機会はあるかと思いますけれども、細かい資料については今後ですけれども、基本的には、一括して、これは諮問させていただくと。1件ずつ説明することではないということです。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 意見書出した方312名全体のをやると。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） まず312人の方。それから影響あって変わる方はそれプラスアルファです。それから今、先ほど稲荷神社周辺のところにつきましては、これ施行者としては将来的にやはり道路の線形を考えた方がいいんじゃないかということで線形を変えてございます。これ意見書を出されている方の修正、影響があって修正する以外に街路が変わっている方もあります。この方にもその内容についてはご通知するというものでございます。ですから、312人、プラスアルファがありますので、最終的にその数字というのは今まとめていませんので、諮問の際には具体的な数字も取りまとめたものをご報告させていただくということになると思います。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何か。8番、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今、石川課長の話で気づいたんですけど、道路変更、今日ありましたね。あそこの街区変更、街区の形状が変わりましたよね。それによって、あの辺の人たちは今までの1次案とか2次案の、そういうことを飛び越して新しい街区

に換地されたわけですね。そういうようなときに審議会に、そのことをかける必要はないんですか。街区が変わって、新しい街区の中に、それぞれみんな、今まで検討もしなかった人たちが変更になってしまったわけでしょう。そういうことは審議会にかけなくていいんですか。

○会長代理（黒木 中君） すみません。私ちょっと理解できなかったんですが、もう一度お願いします。

○委 員（島谷晴朗君） もう一度言います。さっき道路変更がありましたよね。だから、そういうところ、街区が新しくなって、新しくなったところに換地されるわけですね。今までの違う街区のところに新しい換地が行われたというのは、これまた新たに審議会にかけなくていいのかな。市のあれだけいいの。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） ただいま島谷委員のご質問は恐らく、先ほど山崎係長がご説明申し上げたんですが、街区が変わることによって、それによって影響する方が10数名いらっしゃる。意見書が出ていて修正を検討しているもの、それから、その修正によって影響する方ということで、主に意見書と影響によって変わる方というのをご説明をさせていただいたんですが、

それ以外に位置関係は大きく変わってませんので、ご説明したもの以外は変わってないので位置関係。なので、そこにつきましては、先ほどの説明の中で総括した中で説明をさせていただいているつもりでございます。

○委 員（島谷晴朗君） だから、その説明だけでいいということね。今の話はそういうことでしょう。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今、ご説明申し上げたもので施行者としてはよろしいんじゃないかということで考えています。

○委 員（島谷晴朗君） いや本当によろしいんですかということを僕は聞いているんです。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） あくまでも換地設計の案を決定をしていく段階でございまして、より安全性だとか云々というふうな形の視点の中で、これは審議会の中でも意見が出てきまして、稲荷緑地あるいは第4公園の一体的な利用だとか、クランクの問題だとか、いろんな指摘をいただいていたわけです。そういうふうなものの安全性を確保する視点の中で、全体的にこれで本当に今までの区画街路でいいのかどうか、施行者の責任において換地設計上の中でも見直しを加えたというものでございまして、法律的には特段問題はございません。なお、最終的に今言われている話というのは、将来的にこの換地設計案が決定して、これが事業計画上になりますよと1回決めたものを今度は変えるとなると、法律の手続が必要になります。まだまだ見直しの修正の

段階でございまして、その中でより安全性を見て、施行者としては、こちらのほうがよろしいのではないかと。じゃあこの案で関係権利者の皆様にという形で調整をしたらどうかと。一方では先ほども

そのようなものを含めて、このブロックについてはこういう形で施行者としてもいったらどうかという形で18件に上る権利者の皆さんに1件1件ご説明をして、17件まではこれご了解をいただいて、今1件、最終的な返事を待っているという状況でございまして、特段、島谷委員がご心配されるような変更手続的なものについては必要はございません。

○会長代理（黒木 中君） よろしいでしょうか。何かほかにございますか。4時ぐらいにというふうに目途を申し上げましたところ、皆様のご協力によりまして、まだ3時前でしてありがとうございます。施行者の市のご担当の方が1軒1軒回ったり、いろいろご苦労なさったと思うんですけれども、調整が一応ここで最終ではないですけれども、一段落したということで、本当にご苦労様でした。大変お疲れ様でした。6番、吉永委員。

○委員（吉永 功君） 今まで多くの意見書に基づく調整、それから2次案に対する質疑等、大変多くあったわけなんですけど、それを調整をするということにつきまして、大変多くの方に影響が出たわけですね。ですから、市にお願いするわけなんですけど、その意見書に対する対応というのは非常に詳しく対応がされているというふうに思うんですよ。要するに結構の部分で、できるものできないものがあるわけなんですけれども、できるものについては相当意見書の意見を取り入れた計画が大変な作業量を通してやっていただいたと思います。そのために影響が出た方の漏れというようなものがないような形で了解を確実に取っていくということと、それからさらに、まだ要するに返事がないという、どんな都合でないのか、仕事の都合か何か、いろいろわかりませんが、最終的に全部の了解を得られないということながら決定をしていかなければならないという事態も出てくると思うんですが、その時点で、残されました、その了解を得られなかった方の換地先については、あまり要するに遠くの飛換地であるとか、あまり条件の悪いところとかということではなく、照応の原則というんでしょうか、そういうことを十分考えていただいて、どなたが見ても、まあこれはやむを得ないと、この辺ならいいんじゃないかと思われるようないい形で修正をしていただけたらいいかと思います。ですから、その点、大変まだこれから残された部分がありますけれども、今までの換地先、問題がある、返事がいただけないところを換地先というようなことを見ていますと、大体結構いいところに充てていられているように思うわけなんですけど、もう一度その点のところ、また最終的にはご協力をいただくわけですので、ぜひいい形の換地先ということ十分に念頭に置いて、ほぼ終わりつつある段階の中でございしますが、十分気を入れていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望でございしますが。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） この換地設計の決定というか案を決定するに向けては、

第1次に換地設計案を発表させていただいて、2年余りをかけて第2次換地設計案を修正させていただいて、それに対する意見というような形をいただきまして、第4段階まで、第1段階からそれぞれ審議委員の皆様にご意見をいただきながら段階をクリアをさせていただいてきていると。現状におきましては最終的な合意というふうな形ではございませんので、私どもも最終的にはいずれか判断をせざるを得ないだろうと。しかしながら先ほど来いろいろ意見があるわけでございますので、そういう意見を踏まえてきちっと対応できる姿勢でいきたいと。その中でも、先ほど稲荷緑地の話をさせていただきましたが、市、施行者としまして、より安全性の確保の視点の中でいくなれば、今回私ども第3次案の中では18ブロックのところについてはL型の街路網について、やっぱり不便じゃないかと。ここに歩道の通路を確保すべきじゃないかというご意見をいただいております。これらの意見は大変貴重な意見でございます、なるほどというふうな視点というふうなものが、やはり気づかなかった点が多々あるわけでございます。しかしながら私ども施行者としましては、権利者のご意向を最重要として今まで検討してまいりまして、その意見を踏まえて修正をさせていただいた。その中で最終的な骨子というふうな形が出来つつあります。今、吉永委員言われますように、さりとてその中でまだまだまだ見ていただきますと、事業管理用地だとかいうようなものがございます。こういうようなものをどういうふうに工夫していけば、もっと間口・奥行きバランス、全体の中でバランスがとれるのかどうかというふうな形も、もう一度見る必要があるんじゃないかというふうには思っています。そういうのを踏まえて全体的に、だれだれの位置を変えるわけではなくて、間口・奥行きのバランス、こういうふうなものについては大変多くの意見をいただいていたわけでございます。それが単に間口・奥行きのバランスの関係だったんで、意見書としては第1段階あるいは第2段階で、それが採択されなかったケースもございます。第4段階まで残った画地については当然修正をかけていくわけでございますけども、第1段階、第2段階で不採択として取り扱わせていただいたものについても、それなりにきちっと回答させていただきましますので、それを踏まえて回答する前に、もう一度私ども施行者として全体図を見直しまして、取りまとめていきたいと、吉永委員の意向です、踏まえてきちっとした対応をこれからも進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと。

○会長代理（黒木 中君） それではほかにはございませんね。それでは議題の1、第2次換地設計（案）に対する意見書の処理について（個別調整結果の報告）についてはこれで終了させていただきます。その他、何かございますか。管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） その他としまして、今後の審議会の日程について、ご連絡を申し上げます。本日で個別調整結果の報告が、先ほどもお話がありまして、一通り終了いたしましたので、明日9日の審議会は中止とさせていただきます。次回は8月21日火曜日、午後3時から予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、会議終了後これとは別に事務連絡がございますので、少々お残りいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長代理（黒木 中君） その他、何かほかにありますか。特にないようですので、これにて第２期第39回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時5分 閉会